

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 46 号

函館市地球温暖化対策基金条例の制定について
函館市地球温暖化対策基金条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市地球温暖化対策基金条例

(設置)

第 1 条 温室効果ガスの排出の量の削減に取り組み、もって地球温暖化の防止に資するため、函館市地球温暖化対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金は、予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を各会計の歳計現金または現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、函館市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部または一部を函館市一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を函館市一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

地球温暖化対策基金を設置するため